

キャピタルゲインも含めて精算的に課税される方式が導入された。⁹

しかし、日本がサンフランシスコ講和条約により主権を回復して以降、相続税に関する部分は早急に修正されていく。

1952年には税率が20~70%に引き下げられた。

1953年には、贈与税と相続税の累積統合方式が、一生分の贈与の申告の手間や税務署側の記録管理の手間がかかるという主として税務執行上の理由で廃止され、別個の贈与税が復活した。

1958年の改正では、従来の「遺産取得税」を徹底した方式では、分割者が多いほど税負担が少なくてすみ、遺産分割のインセンティブが働くが、そのことから1.偽装的な財産分割等による租税負担回避を生むこと、2.分割困難な農業や中小企業用の事業用資産を相続した者の負担が重くなることを理由に¹⁰、法定相続の割合で相続されたと仮定して相続税全額の計算をし、それを実際の相続・遺贈割合に応じて相続人・受贈者に配分する現行の方式に変更された。

③バブル期から長期不況を経て1994年頃までの相続税負担の軽減の動き

以後、1974年頃の石油危機頃のインフレによる土地等の値上がり、1989年頃の土地、株式等のバブルなどにより、死亡者に対する相続税課税対象者の比率が上昇したり、相続税納付額が急増してくると、基礎控除の引上げや税率の引き下げなど、相続税を緩和する方向の改正が行われてきた。(表2、表3)

これらの改正に当たっては、主に次の2点が理由とされた。¹¹

- 1.物価、特に首都圏などを中心とする地価の上昇により、相続税の負担が急増し、税負担が重くなる者が増加したこと。
- 2.特に、相続税の過重な負担によって、農業や中小企業の事業承継及び生活の基盤となる居住用宅地の承継が妨げられないようにする必要があること。

⁹ この措置は所得税の総合累進所得税化の一環で、資産等の取得時以降の値上がり(値下がり)によるキャピタルゲイン(ロス)の完全な課税(控除)が行われ、相続による無償譲与にも課税された。しかし、相続税との二重の負担に対しての理解が得られず、後にこの措置は徐々に緩和され、現行法では相続時には相続時の時価で相続人に引き継がれることが原則となっている。

¹⁰ 「相続税制度改革に関する税制特別調査会答申」(1957年12月租税特別調査会)pp126-129

¹¹ 「昭和50年度の税制改正に関する答申」(1974年12月)pp5-7、「昭和58年度の税制改正に関する答申」(1982年12月)p6、「税制改革についての中間答申」(1988年4月)p27、「平成4年度の税制改正に関する答申」(1991年12月)p3-6、「今後の税制のあり方についての答申ー公正で活力ある高齢化社会を目指して」(1993年11月)pp41-45、「平成6年度の税制改正に関する答申」(1994年2月)p3 の各政府税制調査会答申。

表2 戦後の相続税等の課税動向の推移

暦年	課税対象者/ 死亡者比率	相続税納税額(億円)	贈与税納税額(億円)	相続税納税額/ 課税資産額比率	相続税・贈与税税収の/ 国税税収に占める率
1949(S24)	12.6%	41	-	23.1%	0.9%
1950(S25)	-	19	-	17.6%	0.8%
1955(S30)	4.5%	34	26	9.1%	0.8%
1958(S33)	0.8%	47	22	12.7%	0.9%
1974(S49)	4.6%	4,377	318	23.1%	2.0%
1975(S50)	2.1%	1,973	308	13.1%	2.3%
1987(S62)	7.9%	14,343	1,809	17.4%	3.8%
1988(S63)	4.6%	15,629	1,285	16.2%	3.6%
1992(H4)	6.4%	34,099	1,619	18.1%	5.0%
1994(H6)	5.2%	21,058	1,312	14.5%	5.2%
2003(H15)	4.4%	11,263	877	10.9%	3.3%
2005(H17)	4.2%	11,567	1,159	11.4%	3.0%

出典:死亡者数は「人口動態調査」。それ以外は「国税庁統計年報書」。比率はそれらの係数より計算。

注1: 1950年の相続税納税額は贈与税納税額を含んでいる。

表3 戦後の相続税・贈与税制の主な見直し

暦年	主な相続税の改正	主な贈与税の改正
1950(S25)	累積的遺産取得税方式に改正 基礎控除 5万円→生涯15万円 親族の親疎による税率区分廃止。税率10%~65% → 20万以下 20% ~5000万円超 90% (14段階)	相続税と統合
1953(S28)	贈与税と分離。基礎控除 50万円 税率 20万以下15%~1億円超 70%(12段階)	贈与税復活 基礎控除10万 税率20万以下20%~3000万超70%
1958(S33)	法定相続割合で相続と仮定して相続税総額計算し実際の相続割合で按分。 基礎控除150万+法定相続人数x30万 税率 30万以下10%~1億円超 70% (13段階)	基礎控除20万 税率30万以下15%~3000万超70%
1974(S49)	農業相続人の農地の価額のうち農業投資価格を超える部分の相続税の猶予制度の創設 20年以上農業継続すれば猶予されていた相続税免除。(後に1991改正で三大都市圏の市街化区域の農地については、適用が制限された。)	
1975(S50)	基礎控除2000万+法定相続人数x400万 税率200万以下10%~5億超75%(14段階)	基礎控除60万 税率50万以下10%~7000万超75%
1983(S58)	小規模宅地等課税価格計算の特例創設 事業用60%、居住用70% に評価を減額	
1988(S63)	基礎控除4000万+法定相続人数x800万 税率400万以下10%~5億超70%(13段階) 小規模宅地等課税価格計算の特例改正 事業用40%、居住用50%に評価を減額	税率100万以下10%~7000万超70%
1992(H4)	基礎控除4800万+法定相続人数x950万 税率700万以下10%~10億超70%(13段階) 小規模宅地等課税価格計算の特例改正 事業用30%、居住用40%に評価を減額	税率150万以下10%~1億超70%
1994(H6)	基礎控除5000万+法定相続人数x1000万 税率800万以下10%~20億超70%(9段階) 小規模宅地等課税価格計算の特例改正 特定事業用、特定居住用20%に評価を減額	
2002(H14)	特定事業用資産の課税価格特例の創設 特定同族会社株式 90%に評価を減額	
2003(H15)	税率1000万以下10%~3億超50%(6段階) 納税者の選択で生涯の生前贈与の課税を相続時に精算する「相続時精算課税制度」創設	(相続時精算課税制度を選択しない) 税率200万以下10%~1000万超50%

注 主な改正点であり、また上記の年度中の改正事項を網羅しているわけではない。

ウ.近年の税制全体の見直し議論の中での相続税の改正と議論の方向性

①背景事情としての所得税、法人税、消費税等の税制改革全体の動向

最近の相続税の見直し議論の背景として、所得税・法人税・消費税を含めた税制全般の改正の動きを概観したい。

第一に、1987年・1988年に税制の抜本的見直しが行われた。¹²これは1970年から80年代にかけて欧米で経済成長の低下の中で行われた個人所得税や法人税率の引下げとそのための財源確保や財政赤字削減のために行われた付加価値税率の引上げにならうもので、所得課税の負担感軽減や、国際比較による経済活性化が理由とされたが、その概要は次のとおりであった。

1.個人所得税、住民税の税率区分の幅の拡大や税率引下げで、累進度をフラット化させ、税負担の累増感の解消と、所得による捕捉の不公平感の解消をねらった。

具体的には所得税は10.5～70%、15段階の税率区分を10～50%の5段階に、個人住民税は4～18%の15段階が5～15%の3段階に改正された。

2.法人税も経済活性化の観点から42%の税率から40%、37.5%と2段階で下げられた。

3.広く消費一般を対象とする消費税(当初3%)が創設され、1989年から施行された。

しかし、1989年末をピークとする株価の暴落に端を発する、株、土地などのバブル崩壊の影響による経済低迷が始まり、国税収入は1991年より低下していった。

第二の改正として、1994年に経済の低迷の中で、少子高齢化が進行していく中で支えての勤労世帯に過度の負担が偏らないように世代を通じた税負担の平準化を図るという意図のもと大幅な税制の見直しが行われた。¹³その概要は次のとおりである。

1.個人所得税、個人住民税の税率は維持しつつ、高い税率の対象となる所得を引上げるフラット化による減税。その他景気対策の特別減税も行われた。

2.消費税の4%への引上げと地方消費税1%の創設。(1997年より施行)

しかし、バブル崩壊以降の不良債権の顕在化等による金融機関の破綻やアジア通貨危機も重なり経済の低迷は続き、1998年には所得税の定率減税や法人税の税率引下げも行われた。

第三の改正として、1999年の税制改正でとまらぬ景気低迷に対応するために次のような法人税と所得税の恒久的減税を行うとともに、定率減税(税額の20%減額)や住宅ローン減税が行われた。¹⁴

1.所得税は10～37%の4段階、個人住民税は5～13%の3段階とされた。(合わせて最高税率50%)

¹² 「税制の抜本的見直しについて」(1986年10月税制調査会)、「昭和62年度の税制改正に関する答申」(1986年12月)、「税制改革についての中間答申」(1988年4月)

¹³ 「今後の税制のあり方についての答申 公正で活力ある高齢化社会を目指して」(1993年11月税制調査会)pp10-22, pp28-31、「税制改正についての答申」(1994年6月)

¹⁴ 「平成11年度の税制改正について」(1998年12月税制調査会)

2. 法人税は国際標準並への引下げを理由に恒久的に30%に引下げられた。

② 経済活性化目的の相続税・贈与税見直しと相続税見直し議論の方向性の変化

この間相続税については、第一に、1991年にピークを打ったもののバブル前の1983年を100とした地価公示価格指数が三大都市圏商業地で200を超えていた(表4参照)こともあり、前述イ③で述べた地価の上昇による相続税負担の増加などを理由に表3にあるように、1988年、1992年及び1994年の改正で、相続税の基礎控除額の引上げや税率の引下げが図られ、その税負担の引下げが行われた。しかし、その後地価は2006年の段階では表4にあるとおりバブル前の水準に戻っている。

表4 地価公示価格指数(1983年=100)の推移 三大圏商業地、三大圏住宅地、全国・全用途別

歴年	1983	1988	1991	1992	1994	2003	2006
三大圏商業地	100	230.3	336.8	302.2	202.1	74.9	69.0
三大圏住宅地	100	179.1	262.0	229.3	181.7	117.3	105.2
全国・全用途	100	141.8	199.3	190.2	164.4	110.3	95.5

出典 2006年5月23日 税制調査会基礎小委員会資料より作成

第二に、2003年の改正では、高齢化の進展に伴い次世代への資産移転が大幅に遅れている中でその保有する資産の有効活用を通じて経済を活性化するという理由で前述の生前贈与の贈与税を相続時まで繰延べる「相続時精算課税制度」が創設された。これは相続税の課税回避防止目的のため、相続税より重くしていた贈与税の負担を軽減し、税負担を相続時まで繰延べすることで、生前贈与の促進を図る趣旨である。

また、個人所得税を補完するという相続税の性格や諸外国の相続税の最高税率に比して高いことを理由に、所得税と個人住民税を合わせた最高税率(50%)と同じまで最高税率を引下げた。¹⁵

第三に、2000年の税制調査会以降の答申¹⁶の提言の中では、相続税の対象をより取得資産が低い層にも、負担を抑制しつつ拡大し、「薄く広く」負担を求め、高齢化に伴い増加する歳出の財源を賄うべきとの提言がみられるが、その方向の改正は未だ実現していない。相続税負担を「薄く広く」する理由として次のような点が掲げられている。

1. 相続税は度重なる減税や各種の特典の拡充により、負担が大幅に緩和されてきたが、負担の適正化に伴う課税ベースの拡大が実施されてこなかった。個人所得税の累進構造のフラット化の進展や、高齢化に伴う社会保障の財源確保の観点から消費税の引き上げを行う可能性を考慮にいれると、相続税の持つ資産移転の段階

¹⁵ 「平成15年度における税制改革についての答申—るべき税制の構築に向けて」(2002年11月税制調査会)pp10-11

¹⁶ 「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択」(2000年7月税制調査会), pp298-306, 「少子・高齢化における税制のあり方」(2003年6月税制調査会)pp10-11等

での再分配機能が一層重要になる。

2. 現役世代の負担を伴う社会保障の充実で、個人が家族で老後扶養の負担を負う形態から、社会全体で老後扶養を支えるようになっている。このような老後扶養の社会化の進展に伴い、相続時の個人資産に負担を求める必要性が高まっている。
3. 表4でみたように、地価も減少傾向にあり、相続税の負担も軽減してきている。
4. 家計が持つ資産も金融資産が半分を占めており、度重なる小規模の事業用や居住用宅地の税制優遇により、一部には自ら起業する者と事業を承継する者との機会の均等や資源配分の効率性をゆがめるおそれもある。¹⁷

表5は、相続税課税対象資産の資産種別の比率をしたものだが、1992年頃まで土地・家屋等の不動産資産の占める比率が80%程度まで上昇していたが、近年の土地の値下がり傾向や小規模宅地に対する優遇等もあってか2005年には56%にまで比率が低下している。

事業(農業用)資産はかつて10%を超えていたが、地価の下落や事業用・居住用宅地の課税価格の減額などの各種優遇施策もあって現在は1%に満たない。有価証券、現金預貯金等の金融資産の比率が近年33.8%にまで伸びている。

表5 相続税課税対象資産の資産種別資産額の全体に占める比率の推移

暦年	資産全体	不動産(土地・家屋・構築物)		事業(農業)用 資産	金融資産	家庭用財産 その他財産
		うち土地				
1949(S24)	100 %	52.5%	15.1%	13.0%	11.8%	22.8%
1950(S25)	100	56.7	24.7	10.2	12.6	20.6
1955(S30)	100	61.8	43.0	8.5	12.5	17.1
1958(S33)	100	56.7	41.9	5.7	24.3	13.4
1974(S49)	100	74.7	71.5	1.2	17.5	6.6
1975(S50)	100	73.2	70.4	1.0	19.4	6.5
1987(S62)	100	67.8	64.2	0.8	21.9	9.5
1988(S63)	100	72.6	69.3	0.6	19.9	6.9
1992(H4)	100	80.3	75.9	0.4	14.6	4.8
1994(H6)	100	76.0	70.9	0.5	17.8	5.8
2003(H15)	100	61.1	56.2	0.5	27.2	11.3
2005(H17)	100	56.0	50.4	0.5	33.8	9.7

出典:「国税庁統計年報書」より計算。

注 金融資産は、「有価証券」「現金・預貯金等」の合計。

¹⁷ 税制のゆがみの事例として、小規模事業用宅地が実際に事業継承や居住用宅地として継承されなくても相続税上土地の評価が50%軽減されること等が上げられている。

3 欧米の相続税制度の概要と傾向

欧米各国と日本の相続税の制度の比較をすると、表 6 のようになる。

課税方式では、アメリカとイギリスは戦前の日本と同様遺産課税方式であり、ドイツとフランスは日本と同様相続人に課税される遺産所得税方式であるが、日本は前述のとおり分割方法で課税総額が変化しないように法定相続分に基づき相続されたと仮定して相続税の総額が計算される。

最高税率については、日本の最高税率 50% は高い方である。フランスとドイツは戦前から 1949 年までの日本の税制と同様、被相続人との親族関係の親疎度で税率が異なり、配偶者や子どもの相続の場合は日本より低い。(ドイツ 30%、フランス 40%)

課税最低限度については、日本はフランスに次いで低い方ではある。死亡者に対する課税件数の比率である課税割合については、日本はイギリスと同様 4% 台であるが、アメリカは 1.4% と低く、ドイツ(14.6%)、フランス(27.8%) は高い。

租税収入(地方税含み、社会保険料除く)に対する相続税収の割合は、どこの国もあまり大きくない。

なお、アメリカは、2001 年に遺産税廃止法案が成立している。2011 年の予算赤字削減目標との整合性を保つため、2010 年までに恒久化する法案が設立しないと 2011 年に改正前の法律(最高税率 55%)が復活するが、2002 年から段階的に税率が軽減され 2009 年には 45% の税率となり、2010 年に廃止されることとなっている。

カナダは既に 1972 年に連邦遺産税が廃止されており、州の遺産税も 1986 年のケベック州を最後に全廃されている。アメリカ、カナダで廃止に向かった議論としては、農業や個人・中小企業の継承を妨げることや、死亡をとらえて課税されることへの反発、比較的国税全体に占める税収規模が小さく、それに対して徴税するコストの多さが理由とされている。他方、アメリカでは 2010 年に廃止された時には、被相続人の資産の取得価格が資産を引継いだ者に受け継がれ、その者が資産を処分した際に被相続人のキャピタルゲインも含めて譲渡所得として課税されることとなっている。カナダでは、相続時に被相続人のキャピタルゲインが実現化したとして、その 1/2 に対して課税される。¹⁸

また、首藤(2004)-1 によればイタリアでも 2001 年に相続税の比率が小さいこと、他の租税制度が拡大したこと、不動産等登録制度の対象となる資産しか把握できず、金融資産や無体財産権が課税から逃れていることの不公平を理由に廃止されており、柴(2006)によればスウェーデンでも 2004 年に不動産価格上昇で配偶者の税負担が増加したこと、中小企業の事業承継への妨げ、税収に占める比率の低下に比べて執行コストがかかるなどを理由に相続税が廃止されている。このように、一部の国で相続税廃止の動きがあり、付加価値税(消費税)と異なり、日本の相続税の税率や負担が国際的に見て低いわけでもないことは興味深い。

¹⁸ これは 10 で述べたようにシャウブ税制の時に一時日本で採用された方式である。

なお、イギリス、ドイツ、フランスでも生存配偶者への人的控除や事業(農業)承継のための要請は強く、その観点からの税制優遇は存在する。¹⁹

表 6 欧米主要国と日本の相続税の比較 (2006年1月現在)

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ		フランス	
課税方式	遺産取得課税方式 (法定相続分課税)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式		遺産取得課税方式	
最低税率	10%	18%	40%	①7%	②12%	③17%	①5% ②60%
最高税率	50%	46%		30%	40%	50%	40%
税率の刻み数	6	15	1	7		7	1
課税最低限 配偶者+子3人	9,000万円	4億5,200万円	1億1,105万円	1億6,851万円		5,480万円	
課税割合	4.2%	1.4%	4.5%	14.6%		27.3%	
負担割合	10.8%	17.9%	17.3%	18.4%		n.a.	

出典: 税制調査会資料(2006年5月23日)のうちフランスの税率を一部修正。

注) ドイツの税率は①は配偶者、子・孫、相続の場合の父母・祖父母、②は贈与の場合の父母・祖父母、兄弟姉妹、③はその他の場合の税率。フランスの税率は6種類あるが①は最も低い配偶者や直系血族の場合、②は最も高い5親等以上の血族及び非血族の場合の例示である。

表 6-2 各国の相続税・贈与税収入の租税収入に占める比率

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
相続税の税収に占める比率	1.7%	1.4%	0.8%	0.9%	1.9%

出典: OECD Tax Revenue Statistics 2005 の総税収から社会保障拠出(社会保険料)をのぞいたものに占める
相続・贈与に対する税収の比率

4 経済学者の視点から見た相続税改革についての意見

経済学者の先行研究から、貯蓄と遺産動機の理論的研究、遺産相続に関する実証的分析研究や政策的なインプリケーションなどの提言を整理したい。経済学者の視点は、遺産相続やそれに対する課税が、貯蓄、消費、事業活動等への働きかけを通じて、社会全体の資源配分に対する効率性や社会全体の公平性(特に機会の平等)に対してどのような影響があるかという観点から見ている。

¹⁹ イギリスには事業用資産控除により大半の個人事業の事業用資産は相続税はかからず、農地には農業用資産控除がある。ドイツでは一定要件満たす事業用資産、農林業財産又は資本会社持分について256,000ユーロの非課税額、価額の40%減額及び適用税率の制限の優遇措置がある。フランスでは商工業、手工業、農業、自由業を行う会社の株式又は個人企業の経営にあてている動産・不動産の1/2相当額、農業土地組合の持分又は長期賃貸借の農業資産について市場価格の3/4相当額が非課税とされている。

(1) 貯蓄と遺産の動機に係る理論的研究

貯蓄行動の理論と遺産との関係については、国枝(2002)、(2006)や駒村(2002)²⁰の整理によると次のものがある。

①ライフサイクル仮説と予備的貯蓄動機と偶発的な遺産の理論

貯蓄行動に関しては、Modiglianiの提唱した消費の「ライフサイクル仮説」で、人は就労している現役時代に、自己の老後の消費に備え貯蓄し、高齢期になってその貯蓄を取り崩すとされている。しかし、多くの実証的研究によると、高齢期になんでも人は就労により、収入に余裕があれば貯蓄をする傾向が見られる。ライフサイクル仮説の立場では、このような貯蓄は、自分の寿命を知ることができない長生きのリスクや、高齢期に増える疾病等のリスクに備えるための予備的動機による貯蓄であると説明している。その結果、寿命を終えた時に予期せぬ遺産(偶発的な遺産)が生じるというものである。

②利他的動機

子や孫の消費水準による幸福や効用の増加のために遺産を残すという理論であり、子孫代々の効用を考慮することから「王朝モデル」ともいわれる。

③贈与の喜び(Joy of Giving)の理論

親が子の幸福ではなく、子に遺産を残すこと自体で親が効用を得るという理論である。前述の利他的動機との違いは子の経済状況など子が相続で効用を増すかどうかに関係なく、いわば親の消費と同様、親の効用のために相続を行うというものである。

④スーパーリッチ層の資本家精神モデル

資産家の中でも特に資産額の大きいスーパーリッチ層では、資産が多額になった老後においても貯蓄を続けることから、ライフサイクル仮説でも利他的動機でも十分に説明できないとされ、このような層については、保有している資産額そのものから効用を得るという「資本家精神モデル」が提唱されている。

⑤戦略的遺産動機

親が遺産を残す理由として、老後に自分の扶養をさせるという動機に着目し、自分の扶養と引き換え遺産を残す戦略的遺産動機の理論がある。親と同居した子に遺産を残すケースがこれにあたると考えられている。

⑥その他

事業継続を理由に遺産を残すこと、長子であること等があげられている。

このような理論から、どのような相続税望ましいかについて、国枝(2002)pp113-114では、次のような整理があり得るとしている。

①偶発的遺産動機で決まるのであれば、相続税は親の遺産動機に影響を及ぼさず、子にとっても、遺産は予想外の棚ぼた的恩恵(windfall)となるので、課税は資源配分に歪み

²⁰ 国枝(2002)pp108-125、国枝(2006)pp219-241、駒村(2002)pp161-179

をもたらさず、場合によっては100%にも及ぶ高い税率が望ましいとする。

- ②利他的遺産動機が主であれば、無限に続く主体に対する資本課税の性格があるので、短期的には税率は高くてもいいが、長期的には資産への投資を妨げない観点から低くあるべきであるとか、子の効用を考えれば軽い税負担の方が社会厚生上望ましいともいえるとしている。
- ③贈与の喜び理論では遺産は消費財に等しいので、消費に対する最適税率の考え方で課税することが望ましいとする。
- ④戦略的動機理論については、遺産は子の介護サービス提供への対価といえるので、労働所得への課税となる。子によるものと他者による介護サービスに代替性があまりないなら子にとって寡占状態によるレントが発生し得るので特に高額所得の場合重い税負担でもいいという考え方がある。他方、私的扶養の代替による社会保障は小さくあるべきとか、社会保障財源の税負担の軽減が望ましいという考え方をとる立場や、家族の絆の維持に特別な価値を見いだす考え方からは、逆に同居に対する奨励的な控除や相続税負担の軽減が望ましいことになる。

いずれにしても、さまざまな動機を持つ者がいると思われるし、一人の者が複数の動機を持つこともあり得るので、実際にどのような動機を持ち、誰に対して、どのような遺産分割を行っているかという実証的な分析が必要となる。

(2) 資産に対する相続契機の資産のウェイト、遺産動機と分割方法の実証研究

日本の家計資産に占める相続資産比率に関する先行研究²¹では、Barthold and Ito (1992)が相続税データから、土地資産の40%、金融資産の28%が相続関連であると推計している。

ホリオカ他(2002)は、全国の20歳以上80歳未満の6000世帯(回答回収3892世帯)へのアンケート調査から、過去受取ったか、将来受取る予定の遺産は家計の正味資産の40.49%であり、遺産を受取るか、将来貰えると思っている家計は40.18%であった。約6割の家計は遺産を受け取っていないとしている。

また、相続を受けた年齢については、居住用・非居住用不動産については相続を受けた年齢は比較的ばらつきがあるが、金融資産は50歳代に比較的集中している。

駒村(2002)では1997年に首都圏、長野県、大分県で1820世帯(回収率約70%)を対象に行ったアンケート調査で、次のような選択肢をそれぞれの遺産動機と結びつけて、遺産動機と分割方式について調査を行っている。

- ①遺産はいかなる場合においても残す(利他的遺産動機型)
- ②遺産は子どもが面倒を見てくれた場合に限って残す(戦略的遺産動機型)

²¹ Barthold and Ito (1992) pp235-290、ホリオカ他(2002) ホリオカ・チャールズ・コウジ・山下耕治・西川雅史・岩本志保「日本人の遺産動機の重要度・性質・影響・について」pp7-11『郵政研究所月報』2002年4月号。

- ③遺産は子どもが事業を継いでくれた場合に限って残す(事業承継型)
- ④遺産を積極的に残すつもりはないが余った場合に残す(ライフサイクルタイプI)
- ⑤遺産を残すつもりはない(ライフサイクルタイプII)

表7 遺産動機と分割方式

分割方式	ライフサイ クル型I	ライフサイ クル型II	利他的 遺産動機	戦略的 遺産動機	事業継承	遺産分割 構成比
長男	10.82%	10.53%	30.37%	10.09%	25.00%	17.80%
面倒を見てくれた子	19.20%	10.53%	16.49%	48.62%	8.33%	20.78%
均等	52.01%	47.37%	33.77%	25.69%	12.50%	42.19%
事業を継承してくれた子	1.40%	0.00%	3.14%	1.83%	41.67%	2.89%
1人子	13.96%	31.58%	13.87%	12.84%	12.50%	14.09%
所得の少ない子	2.62%	0.00%	2.36%	0.92%	0.00%	2.26%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%
遺産動機構成比	51.76%	1.72%	34.51%	9.85%	2.17%	100.00%

出典：駒村(2002) p167

その結果は、遺産動機ではライフサイクル型Iが51.76%、利他的遺産動機34.51%、戦略的遺産動機が9.85%の順であった。別の遺産予定額の多さによる遺産動機の分布をみると、遺産予定額が少ない方では、ライフサイクル型Iが多いが7500万円から、利他的遺産動機が上回る。遺産分割方法では全体では均等分割42.19%、面倒を見てくれた子20.78%、長男17.89%の順であるが、当然戦略的遺産動機では面倒を見てくれた子(48.62%)、事業継承動機では事業を継承した子(41.67%)が最も多くなっている。

(3) 経済学者の相続税制に対する提言・評価

相続税については、様々な提言がなされており、贈与税による租税負担回避防止と、相続と贈与のタイミングに対する税制の中立度を高め資源配分への影響を少なくする観点から、国枝(2002)、駒村(2002)は2003年度税制改正で実現した相続精算課税方式のような累積相続税制の実現を提言する等様々な提言を行っている。

この稿では、相続税負担を強化すべきかどうかという問題意識に基づいて、特に①相続税や贈与税の負担軽減による経済活性化論の是非、②相続税が中小企業の事業継承を妨げているか、③所得税の補完や生前の所得課税軽減の精算という性格からの最高税率の引下げを行うことの是非、④「平等」議論と今後の社会保障財源確保策として相続税の財源としての強化、「薄く広く」することについての是非に絞って、提言を整理してみたい。

①相続税・贈与税の負担軽減の経済活性化の是非

国枝(2002)p120は、上記のホリオカ(2002)や駒村(2002)の研究をふまえて、ライフサイクル仮説にとどまらず様々な遺産動機によって貯蓄が行われている実態にあるので、相続税の負担軽減は、貯蓄の増加すなわち消費の減少を招くので、相続税減税により消費を促進し経済活性化を図るという議論は誤りであるとしている。

他方、前述の累積相続制度で、贈与税の負担を軽減し相続と贈与のタイミングの中立度を高めることは賛成しているが、贈与税減税で消費が拡大するのは、子の住宅の購入資金が不足している等流動性制約下にある場合など限的であるので、累積相続制度以上に贈与税軽減を住宅優遇税制などと結びつけることには、資源配分を歪める可能性もあると指摘している。

また、有能な経営者であるスーパーリッチ層が相続税の増税で引退を早め、労働供給が低下するという主張に対しても、実際には彼らが勇退せずに経営を続けることが、かえって加齢とともにワンマン経営となるケースも見受けられ、資源配分や経営の効率性に良い影響ばかりでないこと、相続税軽減で子の相続財産が増加することが、子の所得効果による余暇の拡大と労働供給の減少を生むこと、不労所得の増加により子の才能や活力が低下すること等、子の世代の労働供給や経済活性化に悪影響を及ぼす可能性を指摘している。

従って、相続税の軽減が経済活性化を必ずしもたらさないという意見が多いようである。

②相続税は中小企業等の事業継承を妨げているか

日本でも欧米諸国でも相続税が農業や中小企業の事業継承を妨げているという主張は政治的に有力であり、国内的にも国際的にも既にかなりの優遇措置が採られている。

このような優遇措置に対して、経済学者の意見は一般に厳しく、国枝(2002)p122では、事業継承の優遇は、同族的な非効率な経営を優遇するおそれがあるという各種の研究を紹介している。経済学の立場では、全体的な資源配分の効率性や社会全体の厚生が重要であるので、非効率な同族に継承されるケースを、より効率的な大企業や、新規参入の中小企業、個人事業者と比べて優遇することは理由がないということになる。

③相続税に係る「平等」議論と今後の社会保障財源確保策として相続税の財源としての強化、「薄く広く」することについての是非

「平等」の議論については、近年の経済学の世界では、次の二点が議論されている。

- 1) 相続税の富の集中の排除という「機会の平等」実現の機能と、「結果の平等」の過度の実現による経済のインセンティブの阻害を防ぐため税制全般の負担を「薄く広い」ものとすべきという議論との関係

例えば渥美(2001)は、社会保障負担の増大と年金や介護等社会的扶養を受ける高齢者の増加を理由に、その財源をまかぬ税制として、相続税の基礎控除及び優遇措置の大半を廃止して課税ベースを拡大しつつ、税率を一律5%に軽減する「薄く広い」相続税を提言している。

これに対して、国枝(2002)p123は、所得税において、近年の課税ベースを拡大しつつ、税率の引下げを図る「薄く広い」改正を行うことは、高い税率は時にインセンティブを阻害し経済活動に歪みをもたらし得るので、「結果の平等」を過度に重視せず、「頑張った人が報われる」税制として、経済活動への中立度を高める要素があるとしている。

他方、相続税・贈与税の有する富の再分配機能がもたらすものは、「機会の平等」であり、本人の努力・能力と関係なく親からの遺産額で本人の人生の豊かさが決まってしまう状況は、「頑張った人が報われる」状況とは言えず、「機会の平等」は必ずしも市場メカニズムを阻害するものではなく、競争条件の公平を図る側面を有しているとしている。そして、税制一般が「薄く広く」の方向で改革されている中においては、各世代の生涯の間に生じた「結果の不平等」を相続税・贈与税の持つ富の再分配機能を通じ、次世代の「機会の不平等」としないことが重要となっていると主張しており、相続税・贈与税の負担を軽減して、薄くする改正には消極的な主張をしている。

また、駒村(2002)p178も、少子化の進展で一つの世帯が複数回の贈与・相続を経験する可能性があり、結婚が同一資産程度のカップルで行われる階層婚であれば、遺産を通じて資産階層が二つに分断化される可能性があること、低成長社会ではフローの増加が期待できず、初期資産の大きさが決定的な的な違いを生む可能性があることから、少子・低成長下では相続税の強化が必要としている。

2) 少子高齢化の傾向の中で、社会保障の財源が現役世代の稼得を対象とする社会保険料等に集中し、給付は高齢者に集中していることを「世代間不平等」とする議論と相続税の関係。

年金、高齢者医療、介護等の社会保障が増大し、特に日本においては戦後急速に社会保険制度の充実が行われ、年金の物価スライド、可処分所得スライドや医療保険、介護保険の給付改善や制度創設が進められてきた経緯から、現在の高齢者は現役時代にあまり負担をせず給付をもらっており、少子高齢化の進行により、今後ますます増大が予想される社会保障負担を、現役の稼得所得に係る社会保険料等を中心に負担していくかなければならないことを「世代間不平等」と主張する経済学者は多い。

その主張には、給付の削減や合理化、高齢者の優遇されている自己負担の現役並引上げ、年金所得等高齢者の所得への課税強化、あるいは負担が現役に偏らず全ての世代が広く安定的に負担する消費税(付加価値税)の税率引上げなど、高齢者の給付を下

げ負担を引き上げる改革を提言する意見が多い。

相続税との関係では、実物資産や金融資産の増加というストックエコノミーの状況と、その資産を保有する者が比較的高齢者に多いことから、駒村(2002)²²のように相続税を強化し、その収入を社会的扶養である社会保障財源に繰入れるべきであるという提言、高山(2004)²³のように、高所得者について年金の国庫負担分の全部又は一部を所得税として払い戻させる(カナダで一時取り入れられたクローバック方式)とともに、相続税贈与税の税収を年金財源に組み入れるべきであるという提言、権丈(2004)²⁴のように、社会保障による老親の社会的扶養の高まり、第一次ベビーブームが給付に見合った保険料を払ってこなかったことを理由に、基礎年金の財源に充てるための年金目的相続税を創設すべきであるという提言(政治的抵抗力を少なくするために基礎控除の引下げとある程度のフラット化を行うことにより、対象の拡大と負担の軽減を図ることも併せて提言している)などがある。

給付と負担のアンバランスについては、戦後社会全体が私的扶養から社会的扶養に大きく変わった経緯があること、高齢者世帯の収入の7割²⁵程度を占める公的年金の老後生活の支えとしての役割が大きいこと、医療・介護は誰しも負うるリスクであり、その発生リスクは高齢期に集中すること、かつ一端生じてしまうと生命や人間の尊厳に関わるリスクであり、多大な生活への影響を本人のみならず同居親族にも及ぼすことなどから、行き過ぎた社会保障給付の削減や生存している高齢者の負担の引上げを行うことは、高齢者やその周囲の家族の生活への影響は大きいと思われる。

しかし、その負担のアンバランスを相続税の引き上げによって、老後の生活に影響を及ぼさない死後の相続財産に負担してもらい、そのことで現役への社会保険料や税の負担を軽減し得るという提言は、魅力的に思われる。

5 租税法法律学者の視点から見た相続税改革についての意見

法律学者、特に租税法を対象とする研究者の先行研究から、相続税・贈与税について、特にその根拠(正当性)、事業継承等の租税優遇措置の是非、増大する社会保障との関わりで、対象の拡大をすべきか、負担の軽減又は強化をすべきか、という議論を中心に提言を整理したい。

法律学者特に租税学者の視点は、経済の全体的な効率性に対する影響を最大関心事とする経済学と異なり、個々人の所有権などの財産権への影響や富の分配の平等(公平)といった観点から議論している。

²² 駒村(2002)pp178-179

²³ 高山(2003)pp87-91

²⁴ 権丈(2004) pp89-93, pp253-254

²⁵ 厚生労働省「平成16年度国民生活基礎調査」によれば、高齢者世帯の平均所得290万円に対して公的年金・恩給は209万円(71.9%)を占め、他方、高齢者世帯のうち公的年金・

(1) 相続税の根拠

まず、相続税とは、首藤(1999)p18によれば、「相続税は相続を原因として相続人に発生する経済力の増加に着目して(そこに担税力を見いだして)課せられる課税」であるとする。この定義は日本の「遺産取得税方式」に当てはまりやすい定義に見えるが、首藤によれば、英米の「遺産税方式」であっても、遺産が国に完全に寄付された場合は、課税問題は生じず、遺産を相続する者がいる場合に課税されるので、同様に該当する定義であるとする。確かに、前注⁶によれば、遺産税方式の戦前の相続税の根拠として、「偶然所得説」が唱えられている。

また、相続税の歴史概観で見たように、戦後シャベル勧告やシャウブ勧告に基づく税制以来、富の集中の阻止という特別の機能も果たしている。この法学的な根拠として首藤(1999)²⁶は「人生の初期条件(人生の外的条件)については同一であるべきといとの「正義」(もしくは公平観念)によって修正・制限を受けなければならないことについては、一般的社会的な承認が存在している」としている。

その他に、被相続人の富の蓄積は、国を含めた社会一般から受けた利益による部分もあり、この部分については、国も相続権を主張して相続税として課税し、社会に還元するという理論を展開する「社会還元説(国家共同相続説)」や、被相続人が生前所得税上の特典や税負担の回避で蓄積されていた租税負担の軽減の蓄積を相続税によって精算する「所得税補完説(還元所得税説)」²⁷などもあるが、国家共同相続説には、所有権の保障の考え方には合わないという批判²⁸や民主主義や個人主義の価値観に合わない説明であるという批判²⁹がある。また、生前の所得税の精算という説明に対しても、生前の脱税を認める説明が租税国家の根拠として自虐的であるという批判や、実質的に所得税を後から課税するという趣旨の説明は、租税法律主義の法理に合わないという批判もあるようである。³⁰

相続税の根拠・正当性についてより深く分析した主張としては、三木(1999)、三木(2000)がある。まず相続税の前提となる相続の根拠として、ドイツ法学での相続の議論を紹介して、相続の根拠を所有権保障と区別せず、自己の財産を処分する自由の一つとしての死亡時の受継がせる権利であり、伝統的な法律行為の意思説と同じであるとしている。すなわち相続の根拠は死者の意思であり、遺言による処分がそれに該当するが、遺言がない場合も法定相続という遺言がない時の死者の意思の推測による準則の規定に基づくのだとする。そして、相続税は被相続人の「遺産」が他へ移転し相続人が「取得」することに着目して課税されるが、自己の労働による所得にも課税されるのに、相続という不労の利得に課税

恩給が所得の100%を占める世帯は64.2%に及んでいる。

²⁶ 首藤(1999)p19

²⁷ 昭和32年12月「相続税制度改革に関する税制特別委員会答申」で課税根拠の一つの説明として掲げられている。

²⁸ 三木(1999)p28

²⁹ 岩崎(2005)p9184-185

³⁰ 三木(1999)p28

されないことは不公平なので、課税されるという所に相続税の根拠を見いだしている。三木はこのような所有権保障に正当性を持つ相続に対する課税である相続税の根拠としては、「遺産税」方式ではなく相続人の不労利得に課税するという「遺産取得税方式」が論理にかなっており、その考え方をより徹底した改正が望ましいと主張しているが、日本では遺産取得税方式を採用していることと、この議論は、主として連帯納付等のあり方に関する議論³¹であるので、ここでは詳述はしない。

ただ、三木(2000)で述べている「国民の所有権を保障している租税国家における「租税」には、財産元本に対する侵害であってはならないという本質的制約があり、この点で没収と区別することができ、一定期間に生じた経済的利益の増大(もしくはそれを合理的に推定させる課税対象)の一部のみを吸収できる」という考え方³²については、広く租税法を研究する法学者の支持を得ているようである。³³下級審の判例(大阪地裁 1995年10月17日)でも「相続により、取得した財産以上の財産的価値を相続税の名の下に国家に収奪されることになるのであるが、このようなことは本件特例が租税回避行為に対する制裁等として租税を賦課することを目的としている場合でもない限り、全くその合理性を欠き、到底許されるものではない」として、当時の租税特別措置法 69条の4を当該事案に適用することを違憲(財産権の侵害)と判示している。³⁴

以上のように、法学の立場からは、所得権をはじめとする財産権の保障の観点から、相続税の内容に一定の制約が課されることになり、前述の経済学の立場のように、資源配分の効率性の観点だけを考えれば相続税は100%も含め、高ければ高い方がいい場合があるという主張は、受け入れられないようである。

³¹ 三木(1999)pp30-31は現行法では相続人の1人が遺産を隠していた場合全体の相続額が上がり、遺産隠しを行っていないかった者も納付の相続税納付の連帯責任を追わせられる方式が「遺産税方式」的であり、「遺産取得税方式」を徹底した制度改革を主張している。これに対して首藤(2004)-2 p5は現行法が租税負担回避のための仮装遺産分割を防ぐ点でよく考えられた制度であり、三木が指摘する問題点は連帯納付制度の手直しで対応すべきとしている。

³² 三木(2000)p7-9

³³ 田中治(2005)p44

³⁴ 大阪地判 1995年10月17日金商 962号 p21 バブル時に通達による路線価格評価が時価より低かったことを利用し、借金をして土地を買い、債務による相続資産の控除と、低い路線価による相続税負担の軽減を意図する取引が横行した。このため租税特別措置法 69条の4で、相続財産は相続時の時価で評価するという原則(相続税法 22条)の特例として、相続開始前3年以内に取得した居住用資産以外の土地は取得時の価格で評価するとされた。しかし、バブル崩壊で1991年をピークに地価は急低下したため、この事案の場合、相続税額(約14億)が相続時の相続資産の純資産価格(約11億)を上回った。なお、この判決後、特別措置法 69条の4は廃止され、廃止前の相続については相続税額と、相続時の相続資産の価格に70%(当時の相続税最高税率)を乗じた価格のいずれか低い方を適用するという経過措置を適用された。この事案も経過措置による低い税率の更正措置がされたため、国が控訴した控訴審(大阪高裁 1998年4月14日)上告審では原告側が逆転敗訴した。

(2) 事業継承問題

次に相続税制の歴史概観の所でも見たように、日本の相続税制には、小規模居住用資産や事業用資産の評価、農地の相続税猶予制度、取引相場のない株式の評価等にさまざまな優遇策や特例がある、これは日本に限らず欧米諸国の税制にも存在し、あるいはアメリカやカナダ等の国においては、事業承継に対する障害が相続税廃止議論の原動力となっている。前述のように事業承継の優遇について、経済学では事業承継の問題と親族の承継に対する優遇策は別問題であり、同族的経営は経営や資産配分上の効率性と相容れない部分があるとしているが、法律学ではどのように主張されるのであろうか。

相続税が財産権の保障の制約を受けるとすると、財産権には「物権、債権、無体財産権、公法上の権利などを含む、財産的価値を有するすべての権利をいう」³⁵ので、継続している事業の営業権なども一定の法的保護に値することになる。また、内田(2004)³⁶によると 相続権の根拠として、1. 被相続人の意思、2. 遺産形成に貢献した者への潜在的共有財産の清算、3. 被相続人が生活をともにしていたであろう一定の遺族の生活保障一般取引社会の権利安定の確保、があるとされているが、2番目の根拠に関して、被相続人の配偶者やともに事業を行ってきた後継者たる相続人は、遺産たる事業に潜在的な持ち分を有しており、民法第904条の2の寄与分のように民法上の相続権としても相続財産の維持又は増加に寄与したものは法律上保護されている。

また、3番目の根拠に関しては、配偶者は特に被相続人と同一世代にあり、被相続人と同様に高齢期にあって稼得能力に制限があるので生活保障の必要性も大きいといえる。

従って、一定の小規模な居住用資産、事業用資産の優遇など、事業継承に対する税制上の配慮は、法学的には正当化されやすく、また相続税自体の廃止を求める政治的圧力に対する防護壁ともなり得る。

もちろん、合理的理由の立ちにくい過度の優遇³⁷は、事業の承継者と新規参入者、相続を受ける者と受けない者、自営業者・農業経営者とサラリーマンの税負担の不公平の問題を生じさせるため、見直しを検討する必要はある。

(3) 課税対象の拡大と負担の軽減

前述の相続税の歴史概観で、2000年の税制調査会以降の答申の提言の中では、相続税の対象をより取得資産が低い層にも、負担を抑制しつつ拡大し、「薄く広く」負担を求め、高齢化に伴い増加する歳出の財源を賄うべきとの提言がみられるなどを紹介した。

この論調に対して、租税法学者たちはどのように主張しているだろうか。武田(1993)³⁸

³⁵ 佐藤幸治(1991)『憲法』p494

³⁶ 内田貴(2004) pp325-326

³⁷ 税制調査会でも相続人が事業承継や居住に利用しない場合における小規模宅地に対する評価の50%軽減等の優遇策は見直しを検討すべきものと指摘されている。

³⁸ 武田昌輔(1993) pp2-9

はバブルピーク期に「庶民」が課税されることを問題視して、「基礎控除を10億円とし、庶民に相続税を無関係とすべき」と主張し、首藤(2004)³⁹は相続税は「人間のスタートラインを平等にしていくという点から、所得の再分配を相続を契機にしてもう一度実行する」という税なので、広く薄くという議論は相続税には合わない議論ではないかと主張している。

他方、三木(2002)⁴⁰では、「問題は、相続税を伝統的な富裕税の一種に特化して、ごく一部の高額遺産取得者のみに課税するものとするか、それとも不労利得課税の一種として広く課税対象を広げるべきか」であるとし、「高齢化により相続人自体が中高年となり一定の資産を取得するようになってきているのは事実であり、不労利得課税化して課税対象を拡大していくことあながち不合理とはいえない」としつつ、そのためには持論の遺産取得課税方式により合った形での課税方式の再検討や、寄与分等不労利得と言い難い相続分について非課税とする措置も必要としている。

他方、岩田(2005)⁴¹は、相続税の支払いのために家等の資産を売ることはかえって貧困に向かった死の平等化につながるという意見もあるとし、基礎控除は引上げて相続税課税の大衆化を避けるとともに、1. 課税対象者の税率の累進度を上げて富の再分配機能を強化する方向性と、2. さらに課税対象者の税率は比例税率として、富の分配に対する国の関与をやめる方向性があると主張している。

態度に差はあるが、課税対象の拡大が富の再分配機能に及ぼす影響について、慎重な検討を要するという意見が多いようである。

6 少子高齢化による社会保障の見通しを前提とした中での相続税のあり方についての考察

(1) 社会保障財源の確保必要性

2006年12月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した最新の日本的人口推計によると、少子化の傾向は続き(合計特殊出生率は2005年の1.26が2055年にもそのまま回復しない)、平均余命の伸びは続き2005年から2055年で男性は78.5歳が83.7歳に、女性は85.5歳が90.3歳になるなど、少子高齢化の傾向は続くとされている。

これとともに、高齢化によってニーズが増大する年金、医療、介護等の社会保障の費用は増加することが予想されており、厚生労働省が2006年5月に発表した推計では、現行制度を前提に最近の制度改革効果を織り込んだ社会保障給付費は2006年の89.8兆円が2025年には141兆円と名目額で1.57倍になり、対国民所得比率でも23.9%が26.1%と1割弱の増加をすることが予想されている。(表8)もちろん、この数値は一定の経済成長率等いくつかの仮定を前提にした推計であり、そのとおり実現する保証はないが、2025年の生

³⁹ 首藤(2004)-1 p5

⁴⁰ 三木(2002)pp31-32

⁴¹ 岩崎(2005)pp199-202

産年齢人口は既に現在生まれており、少子化の推計のぶれの影響は受けないことや、日本の 2025 年の社会保障費の対国民所得比 26.1% は表 8 でみるとおり 2003 年現在の欧州各国の対国民所得比より低いことから、その推計が過大とはいえないと思われる。

表 8 社会保障の給付と負担の見通し(厚生労働省推計 2006 年 5 月)

	2006 年度		2015 年度		(参考)2025 年	対 06 年度 伸び率	対 06 年度 伸び率
社会保障給付費	89.8 兆円	23.9%	116 兆円	25.3%	141 兆円	1.57 倍	26.1% 1.09 倍
年金	47.4	12.6	59	12.8	65	1.37	12.0 0.95
医療	27.5	7.3	37	8.0	48	1.75	8.8 1.21
福祉等	14.9	4.0	21	4.5	28	1.88	5.3 1.32
うち介護	6.6	1.8	10	2.3	17	2.57	3.1 1.72
社会保障に係る負担	82.8	22.0	114	24.8	143	1.73	26.5 1.20
保険料負担	54.0	14.4	73	15.9			
公費負担	28.8	7.7	41	8.9			
国民所得	375.6	—	461	—	540	1.44	— —

出典 厚生労働省 2006 年 5 月に公表数値より、対 2006 年度の伸び率は筆者が加工。

注 1)額は各年度の名目額。% は対国民所得の比率。

注 2)公費は 2006 年度に基礎年金国庫負担割合が 1/2 に引き上げられたものとしている。

注 3)2006 年度の医療改革までが施行されたものとしての推計。

注 4)推計人口の前提是 2002 年度の推計に基づいている。経済前提は 2007~2011 は 2.5~3.2% の伸び、2012~1.6% の伸び率。

表 9 社会保障給付費の対国民所得比率、対 GDP 比率の国際比較

	日本		日本 2003	アメリカ 2003	イギリス 2003	ドイツ 2003	フランス 2003	スウェーデン 2003
	2006	2025						
対国民所得比率	23.9%	26.1	25.6	20.5	26.7	36.8	39.8	44.1
対 GDP 比率	17.5	19.0	18.6	16.6	20.8	26.7	29.1	31.9

出典:日本の 2006、2025 の数値は 2006 年 5 月の厚生労働省推計値によるが、この社会保障給付費は ILO(国際労働機関)の定義に基づく。日本及び諸外国の 2003 年の数値は OECD(経済開発協力機構)「Social Expenditure Database2006」によるが、この OECD の定義は施設設備整備費を含み、社会保障給付費の範囲は ILO の定義より広い。

さらに日本の財政は赤字の現状であり、2011 年にプライマリーバランスを均衡することが目標とされている。このような中で、増大する社会保障の財源の確保のためには、増税

も選択肢として考慮せざるを得ない状況となっている。年金については、2004年改正で基礎年金で国庫負担率を平成21年までに1/3から1/2に引き上げることとなっており、それだけでも2.5兆円(すべて消費税でまかなえば1%分に匹敵)の国の税財源の確保が必要となっている。医療の国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険も公費負担割合は40~50%と高いので、税財源の確保が求められている。

無論、社会保障制度の見直しによる支出削減で、将来所要額を減らす選択肢もあり、現に過去5年間にわたる見直しで、年金のマクロ経済スライドによる少子高齢化の進行とともに給付を削減すること、介護保険の要介護度の低い層の給付削減や施設入所者の食費・居室費用の自己負担化と介護報酬の引下げ、医療保険の高齢者医療の自己負担の増額や診療報酬引下げ等の措置が講じられ、1兆5000億円の支出の伸びの抑制が図られたが、これらの支出削減は、自己負担増等の形で国民の負担を上昇させる面もある。また、表9のとおり、ヨーロッパ諸国より社会保障の費用の対国民所得比率等が低いことをみても、支出削減にも限度があり、一定の増税又は社会保険料の増加が必要と思われる。

(2) 社会保険料・各種税との比較の中での相続税の特徴

社会保障の財源確保のため、何らかの国民の負担増が必要になるとして、個人に対して負担を求める⁴²社会保険料(被保険者負担分)、所得税、消費税と相続税の特徴を比較してみたい。(表10)

社会保険料(被保険者負担分)は、社会保障給付の対価として給付と結びついているが、税は目的税とされない限り特別の給付とは結びつかない。社会保険料は、1. 応益的性格から対象となる所得に上下限を設けていること、2. 賦課ベースが賃金や事業所得に限られており高所得層の収入源となっている財産所得が含まれていないこと、3. 所得税のような各種の控除がないこと、4. 被用者保険では所得比例の保険料率であるが、国民年金や国民健康保険の応益負担部分は定額性のため、低所得層にとって逆進的である。⁴³

これに対して、所得税は累進税率が定められているが、既に述べたように近年累進度がかなりフラット化されている。消費税は完全に定率のため逆進的である。相続税は富の集中排除が目的とされ、累進税率が定められている。

社会保険料という負担の部分だけをみると逆進的に見えるが、負担と結びついている給付は低所得層に所得を再分配するため、平成17年の『所得再分配調査報告書』厚生労働省によれば所得の分配の不平等度を示すジニ係数に対する社会保障の当初所得に対する改善度は2005年で24%改善させている。これは1993年の12.7%を上回っている。他方、税は所得税等の累進度のフラット化により、所得格差是正効果は1993年の5%から2005年には

⁴² 事業主負担としては、被用者保険の社会保険料と法人税があり、どちらも負担増に対しては、国際競争力への影響を指摘する意見があるが、ここでは個人に負担を求める社会保険料(被保険者負担分)と所得税・消費税・相続税を比較した。

⁴³ 堀勝洋(2004)pp56-57

3. 2%に低下している。

対象者の世代をみれば、社会保険料(年金)や所得税は現役層に負担が集中しているとされているが、医療保険は年金受給者も負担しており、近年世代間不平等論に対応するため、介護保険や高齢者医療保険等年金受給層に応分の負担を求める制度が創設されている。ただし、高齢者層だけでは給付財源が不足するため、若年層から拠出金を徴収する制度がある。また、所得税も近年從来優遇されていた年金所得への課税が強化される傾向がある。これに対して、消費税はすべての世代に負担が求められ、相続税も被相続人が蓄積した資産に課されるので、経済学者の多くが主張する負担の世代間不平等を是正する手段となり得る。

保険料や課税の対象となる所得最低限度額をみると、社会保険料は原則生活保護世帯以外は対象(介護保険は生活保護世帯も対象)となり、消費税も消費する限りは課税されるのに対して、所得税は諸控除による非課税限度額があり、相続税は基礎控除が6000万円以上ある上に、事業承継や小規模宅地の優遇、配偶者の税控除などで対象者は、一部の富裕層に限定されている。

経済に対する影響としては、社会保険料を上げすぎると労働意欲や企業の雇用意欲に悪影響を与えると言われることが多い。所得税についても労働意欲への影響が言われ、近年かなり累進度が緩和された。消費税は一般に雇用に直接影響しないと言われるが、税負担が価格や生産コストに転嫁(前転・後転)されることで、特に急激な引き上げがあれば間接的に物価上昇や賃金・雇用に影響はあり得る。⁴⁴また、導入引上げ前の駆け込み消費や、導入後の諸費控えなどの一時的影響も見られる。

これに対して、相続税は、前述4(3)の経済学者の諸説を整理すると、被相続人については、増税は多少労働意欲を削ぐ可能性があるが、相続人にとっては課税せず、相続財産が増加する方が労働意欲を削ぐおそれがある。また、被相続人の貯蓄意欲を削ぎ投資に影響を与えるが、他方貯蓄せず消費に回わることで景気にいい影響もあるなど経済に対する影響は少ない。

事業承継等への優遇は経済全体の非効率を招くおそれがあるが、むしろ法学的な資産形成の寄与への潜在的共有財産の清算や、政治的な個々の中小企業・農業の承継要望への対応という意味がある。また、相続税の賦課により初期の競争条件の平等(機会の平等)を図ることは、経済を活性化する。

⁴⁴ 宮島洋(2004)pp28-29